

# 吸 収 合 併

## ◆概要

- 役員がそろっている又は規則に従って適正に役員を補充できる場合、他の宗教法人と合併させることにより解散させる「吸収合併」が考えられます。以下、吸収されて解散する側の不活動宗教法人を「被吸収法人」、吸収して存続する側の宗教法人を「吸収法人」といいます。
- 「吸収合併」は、合併当事者双方において合併手続が必要となりますが、被吸収法人の権利義務は吸収法人が承継しますので、「任意解散」や「解散命令請求」と異なり、清算手続が不要であるという大きな利点があります。
- 規則変更が可能であれば、あらかじめ、法令の範囲内で、規則で定められている合併決定の手続（責任役員会以外の機関の同意等）や公告の方法などを現状に合わせたり、簡便にすることも考えられます。
- なお、吸収法人において合併に伴い規則の変更を必要とするときは、合併に併せて必要な規則変更についても所轄庁の認証を同時に受けることが可能です。（例：吸収法人が被吸収法人の事業を引き継ぎ、新たに事業を開始する場合）。

★ 包括宗教法人は、被包括宗教法人の合併の相手方となる適当な吸収法人を選定することが考えられます。吸収法人については、被吸収法人と場所的に近接して存立している法人や被吸収法人の活動中に関係の深かった法人等から選定することが考えられます。また、吸収法人の関係者において、吸収合併に関する理解が得られていることも必要です。

★ 包括宗教法人自身が吸収法人となることや、複数の被包括宗教法人を一括して吸収合併させることも可能です。包括宗教法人が複数の被包括宗教法人を一括して吸収合併することにより、円滑かつ大幅な整理が可能となります。

★ 吸収合併は、合併当事者双方において合併手続が必要となりますので、包括宗教法人は合併当事者である被包括宗教法人と連絡調整を行い、手続の進行管理など適切な指導を行います。

- 吸収合併には所轄庁の認証が必要となりますので、あらかじめ十分に所轄庁と相談してください。

## ■吸収合併手続

### 1. 合併契約の案の作成

合併当事者双方が協議した上、合併契約の案を作成する。合併契約の案には、概ね、吸収合併であること、包括宗教法人に変更はないこと、信者や職員等の取扱いなどを盛り込みます。

### 2. 合併について規則で定める手続

#### (1) 責任役員会の議決

合併する旨を責任役員会で議決します（法 34①）。規則に特別決議（例えば3分の2以上の賛成）などが定められている場合には、その定めにより議決します。規則に別段の定めがない場合には、責任役員の定数の過半数の議決によることとなります（法 19）。

#### (2) その他の機関の議決・同意

規則上、総代会など責任役員会以外の機関の議決・同意が必要な場合には、当該機関の議決・同意を経ます。

#### (3) 包括宗教法人の承認

規則上、包括宗教法人の承認が必要な場合には、包括宗教法人の承認を経ます。

### 3. 信者その他の利害関係人に対する公告

規則で定める手続を経た後、信者その他の利害関係人に対し、合併契約の案の要旨を示して合併する旨を公告します（法 34①）。

公告方法は、掲示場への掲示や機関紙への掲載など規則で定めるところによります。掲示場に掲示する場合、公告開始日及び公告終了日は公告期間には算入しないため、例えば10日間公告する場合には、1日目から12日目まで掲示します。また、公告したことを証するため、信者等2～3名に掲示状況を確認してもらうほか、掲示状況の写真も撮っておきます。

### 4. 財産目録等の作成

#### (1) 財産目録

信者その他の利害関係人に対する公告をした日から2週間以内に、財産目

録を作成します（法 34②）。

公益事業又は公益事業以外の事業（収益事業）を行っている場合には、それらの全体（総合計）について作成します。

## （2）貸借対照表

公益事業又は公益事業以外の事業（収益事業）を行っている場合には、財産目録のほか貸借対照表も作成します（法 34②）。

個々の事業別に作成する必要はなく、公益事業、収益事業それぞれ一まとめにしても差し支えありません（公益事業と収益事業に分ける必要はありません）。

## 5. 債権者に対する公告・催告

### （1）債権者に対する公告

信者その他の利害関係人に対する公告をした日から2週間以内に、債権者に対し、合併に異議があれば、一定の期間内（公告の日から2月以上）に申し述べるべき旨を公告します（法 34③）。

公告方法は、掲示場への掲示や機関紙への掲載など規則で定めるところによります。掲示場に掲示する場合、公告開始日及び公告終了日は公告期間には算入されません。また、信者等2～3名に掲示状況を確認してもらうほか、掲示状況の写真も撮っておきます。

この公告は、「信者その他の利害関係人に対する公告」とは対象を異にするため「信者その他の利害関係人に対する公告」とは別に行います。

### （2）知れている債権者に対する催告

催告は、郵便等によって行います。知れている債権者がいる場合には、当該債権者に個別に催告します（法 34③）。知れている債権者がいない場合は不要です。

### （3）異議を申し述べた債権者に対する弁済等

債権者が異議を申し述べたときは、その債権者に対して債務の弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けざることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託します（法 34④）。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは不要

です。

## 6. 合併契約の締結

債権者が異議を申し述べる期間を経過した後、合併当事者双方の代表役員が合併契約の締結を行います。

## 7. 合併認証申請

### (1) 合併認証申請

合併契約締結後、合併当事者双方の代表役員が連名で、吸収法人の所轄庁に対して、合併の認証を申請します（法 38②）。

合併認証申請書の基本的な添付書類は下記のとおりです（法 38①）。

- ①合併の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類  
責任役員会議事録、包括宗教法人の承認書等
- ②信者のその他の利害関係人に対する公告をしたことを証する書類  
公告証明書、公告の写真等
- ③財産目録等を作成したことを証する書類  
証明書、財産目録、貸借対照表等
- ④債権者に対する公告・催告の手続を経たことを証する書類  
公告証明書、公告の写真、証明書等
- ⑤合併理由書、合併契約書
- ⑥規則変更を伴う場合  
変更しようとする事項を示す書類、新規則、

### (2) 合併認証書の交付

所轄庁による認証後、所轄庁から合併認証書及びその謄本が交付されます（法 39③）。

## 8. 合併の登記

### (1) 合併の登記

認証書の交付を受けた日から2週間以内に、吸収法人の代表役員が、吸収法人については変更の登記を、被吸収法人については解散の登記を申請します（法 56）。

変更の登記及び解散の登記は同時に、吸収法人の主たる事務所所在地を管

轄する法務局に申請します。

変更登記申請書の添付書類は下記のとおりです（法 63）。添付書類は原本を添付するか、原本証明を付した原本の写しを併せて提出することにより、原本の還付請求ができます。解散登記申請書に添付する書類はありません。

①合併契約書、規則

②合併の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類  
責任役員会議事録、包括宗教法人の承認書等

③債権者に対する公告をしたことを証する書類  
公告の写等

④被吸収法人の登記事項証明書

※作成後 3 か月以内のものに限ります。

※合併当事者双方を管轄する法務局が同一の場合には添付不要です。

⑤所轄庁の証明がある合併認証書の謄本

## （2）権利義務の承継

吸収合併は、合併の登記によって効力を生じます（法 41）。

吸収合併により、吸収法人は被吸収法人の権利義務を承継します（法 42）。墓地の経営の許可など、事業に関し行政庁の許認可等に基づいて有する権利義務を承継することもできます。

被吸収法人は、解散しますが、清算手続は必要ありません（法 43②Ⅱ）。

## 9. 合併届・解散届

合併の登記後遅滞なく、吸収法人の代表役員は、吸収法人の所轄庁には合併を、被吸収法人の所轄庁には解散を、それぞれ届け出ます（法 9）。

合併届及び解散届には、それぞれの法人の登記事項証明書を添付します。